

2009年1月9日

職業安定法施行規則等の一部改正案について（談話）

日本高等学校教職員組合
書記長 藤田 新一

1. 厚生労働省は1月7日、新卒者の採用内定取消しへの対応について、職業安定法施行規則等の一部改正案を発表した。省令改正など必要な手続きをへて、1月中に実施する方針である。

この改正案の主たる内容は、「内定取り消しの防止等を図るため、採用内定取り消しを行った企業名を公表することができるものとする」点にある。

厚生労働省の12月26日に発表した調査でも137人もの高校生の採用内定が取消されるという深刻な状況が起こっている。採用内定を取消された高校生の就職保障が求められているが、今回の厚生労働省の採用内定取消し問題への対応では、その件は対象外になっている。

その問題は残るが、厚生労働省が採用内定を取消しの歯止めをかける方策として企業名の公表という措置をとることは一定の規制措置といえる。この動きは当然であり、雇用の確保を求める国民の世論の反映である。日高教もこの間この問題を重視して、緊急調査を行い警鐘を鳴らしてきたところである。

日高教は、この「改正案」に対して以下の問題点を指摘するとともに、高校生の就職保障のために緊急対策を直ちに具体化することを重ねて要求するものである。

2. 現在、採用内定取消しを行おうとする事業主は、公共職業安定所又は施設の長（学校長）に通知するものとなっている。それを「又は」ではなく「及び」として「学校長に通知する」ことを明確にした。

学校現場では採用内定を取消された高校生、就職先がまだ決まっていない高校生の雇用確保のために、校長をはじめ全教職員が学校をあげて、求人の開拓・雇用確保に大奮闘しているもとの、この改善は当然のことである。

3. 採用内定取消しを行った企業名を公表すること事態は一定の規制効果があると考えられる。しかし、その基準は①2年以上連続して行なわれたもの②同一年度内において10名以上の者に対して行なわれたものなど5項目が提示されているが、それでは、どれほどの効果があるか疑問を呈さなければならない。

日高教の「高校生就職内定取消し実態調査」をみても明らかなように、内定取消しは、10名以下が圧倒的多数だからである。企業による採用内定の取消は、1名であれ2名であれあるいは1年のみであれ高校生にとっては一生を左右する重大な問題である。採用内定取り消しをなくすべく、罰則規程を設けるなどいっそう規制を強めるべきである。

「公表基準」は、企業の努力義務に委ねられており、何らの罰則規程を設けていないのは極めて不十分といわなければならない。

就職先の確保について最大限の努力を行なうとともに保証等の要求には誠意を持って対応することが明記されたが、いずれも厚生労働省の「新規学校卒業者の採用に関する指針」の枠内にとどまるものである。

4. 日高教は、12月26日の「新規学校卒業者の採用内定取消し結果について（書記長談話）」で基本的見解を表明してきたが、今後とも厚生労働省への要請をはじめとして高校生の就職保障のために全力をあげて運動をすすめるものである。

以上